



2023年1月16日

各 位

会 社 名 オ ー エ ス ジ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 沢 伸 朗
(コ ー ド : 6136 東 証 プ ラ イ ム ・ 名 証 プ レ ミ ア)
問 合 せ 先 経 理 部 長 川 村 淳 一
(T E L . 0 5 3 3 - 8 2 - 1 1 1 3)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年1月12日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を2023年2月17日開催予定の第110回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を実態に合わせた適正な員数とするため、現行定款第19条第1項に定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を16名以内より5名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年2月17日
定款変更の効力発生日	2023年2月17日

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>16名以内</u>とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>1. <u>定款第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した何れか遅い日後にこれを削除する。</u></p>